

特定医療法人晴和会 忘れな草居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定医療法人晴和会が開設する忘れな草居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者的心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 忘れな草居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 愛知県春日井市細野町字大久手 3246-368

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所における介護支援専門員等の管理及び管理業務を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上（管理者と兼務1名以上）
介護支援専門員は、事業所における指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 利用者の相談を受ける場所

利用者宅・事業所内等その他必要と認められる場所で行う また、必要に応じ情報通信機器を活用するものとする。

(2) 使用する課題分析票の種類 課題分析標準項目を含むアセスメント票

(3) サービス担当者会議の開催場所

原則として利用者宅で行い困難な場合は事業所内等その他必要と認められる場所等で行う。また、必要に応じ情報通信機器を活用するものとする。

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回程度

(5) モニタリングの結果記録 月1回

2 次項の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した自動車による交通費は、その実費を徴収する。

(1) 次条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所から自宅までの往復交通費の実費を徴収し、1キロメートルあたり30円とする。

(2) 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、

愛知県春日井市内：細野町、神屋町、坂下町、庄名町、白山町、東新明町、出川町、明知町、西尾町、内津町、高蔵寺町、高蔵寺町北、気噴町、気噴北、高座町、廻間町、松本町、不二町、不二が丘、神領町、大留町、上野町、高森台、岩成台、石尾台、押沢台、玉野台、玉野町、木附町、外之原町、高座台、中央台、藤山台
岐阜県多治見市内：富士見町、三の倉町、諏訪町、月美町、富士見町、前畠町、喜多町、太平町、池田町、幸町、大原町、美山町、赤坂町、明和町、小泉町、大沢町、平井町、旭ヶ丘町、高根町、根本町の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事業者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメントへの対応)

第9条 事業所は、提供する居宅介護支援に対する利用者またはそのご家族等からの苦情・ハラスメントに、迅速かつ適切に対応するために、定めた方針に基づき必要な措置を講じるものとする

(個人情報の保護・秘密保持)

第10条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護法」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。
- 3 介護支援専門員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 介護支援専門員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護支援専門員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、介護支援専門員等との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業所は利用者の人権擁護、虐待に発生又は再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所内における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所介護支援専門員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号における措置を適切に実施するための担当者をおくこと。
- 2 事業所は、サービス提供中介護支援専門員等または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第12条 事業所は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないものとし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを

得ない理由を記録することとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に提供するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、介護支援専門員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所内での感染症の発生及びまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所内における感染症の発生及びまん延を防止するための指針を整備する。
- (3) 事業所介護支援専門員等に対し、感染症の発生及びまん延を防止するための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定医療法人晴和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成15年4月1日に施行する。
この規程は、平成18年4月1日に施行する。
この規程は、平成19年1月6日に施行する。
この規程は、平成24年8月16日に改定する。
この規程は、平成25年10月16日に改定する。
この規程は、平成29年4月28日に改定する。
この規程は、平成29年8月1日に改定する。
この規程は、令和2年3月1日に改定する。
この規程は、令和4年4月1日に改定する。
この規程は、令和6年4月1日に改定する。
この規程は、令和7年10月1日に改定する。